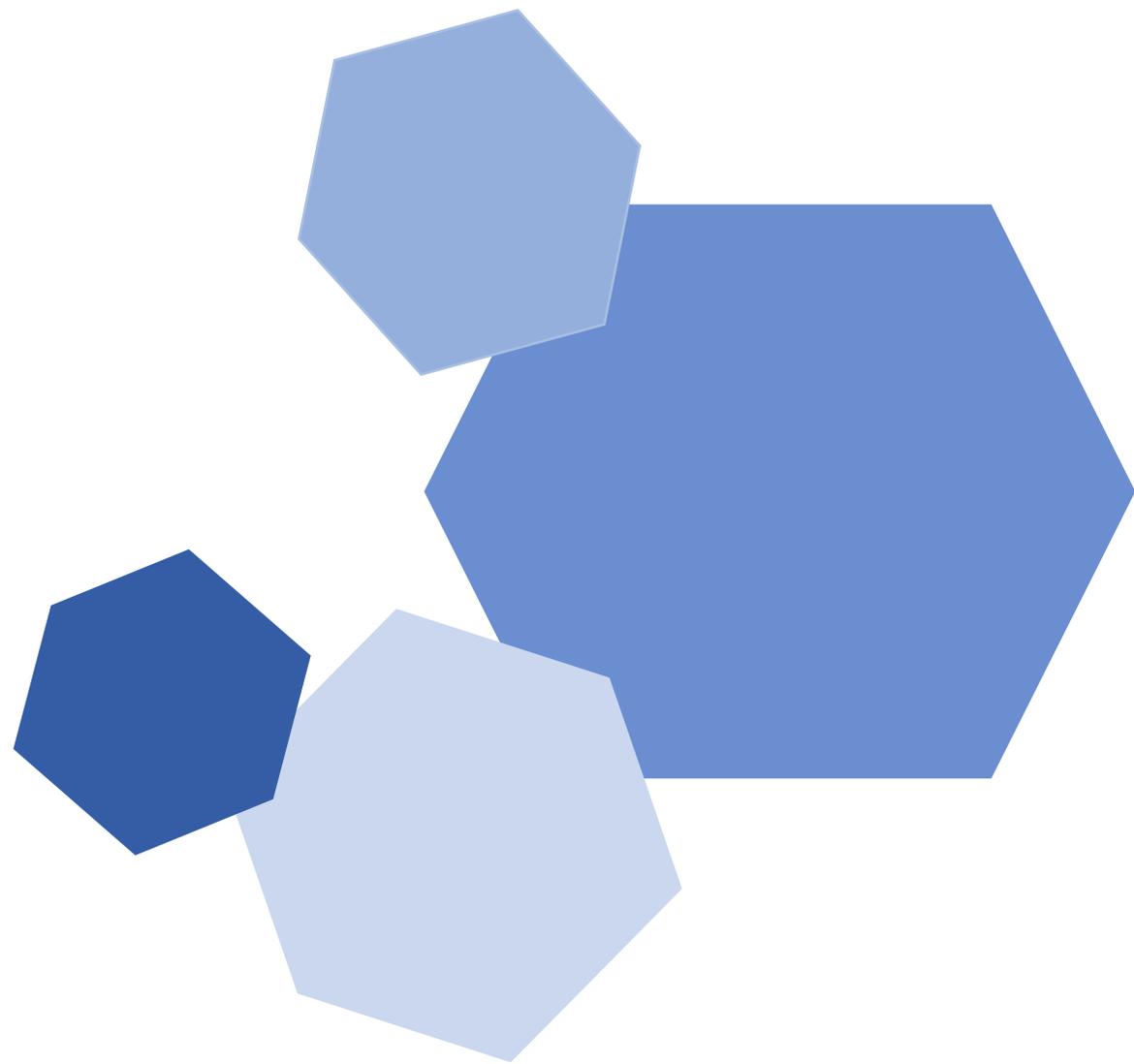


「電子契約」 事業者向け説明会

令和6年3月6日

青森県



次 第

- 1 挨拶（青森県総務部行政経営課長）
- 2 電子契約の導入について（青森県総務部行政経営課）
- 3 電子契約サービス「クラウドサイン」について
（弁護士ドットコム(株)）
- 4 質疑応答

電子契約の導入について

県では、デジタル技術を活用し、事業者・県双方の事務負担の軽減・利便性向上を図るため、電子契約を導入し、運用しています。

電子契約とは

紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子の契約書に電子署名とタイムスタンプを付与することによって契約を締結するもの

電子契約のメリット → 事業者の方にもメリットがあります

- ① 契約業務の効率化・スピード化
- ② 収入印紙不要などのコストメリットあり、利用手数料なし
- ③ インターネットとメールが使える環境にあれば、いつでもどこでも契約締結可能

対象となる契約

県が締結する契約全般

(書面で行うことが法令等で規定されているものや契約期間が10年を超えるものを除きます。)

なお、電子契約サービスを利用して契約締結できるかどうかは、県の各契約事務担当者にお問い合わせください。

また、入札公告や見積書提出依頼文などに電子契約サービスが可能な旨の記載がありますので、ご確認ください。

事務手続の流れ（全体像）

- | | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出 | 契約締結前に、県に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出する |
| 2 | 確認依頼メール | 県から、電子契約サービスを利用し、契約書の確認依頼メールが届く
（①事務担当者→②締結権限者の順） |
| 3 | 契約書の確認・承認 | 送付されてきた契約書の内容を確認し、承認する |
| 4 | 契約締結完了メール | 契約締結後、電子契約サービスから契約締結完了のメールが届く |
| 5 | 電子契約書の保管 | 送付されてきた電子契約書のファイル(PDF)を保管する |

「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について

・ 県との契約の相手方に決定し、電子契約を希望される場合は、「**電子契約同意書兼メールアドレス確認書**」を県の各契約事務担当者に提出してください。

・ 案件ごとに提出をお願いします。

・ 事務担当者及び締結権限者2名のメールアドレスや氏名等を記載してください。

メールアドレスが1つしかないなどの場合は、締結権限者1名を記載してください。

・ 様式は、青森県庁ホームページからダウンロードできます。

(様式第1号)

年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____
※受任者を置く場合は受任者についてご記入ください。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

青森県と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。
なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

締結権限者利用メールアドレス： _____

【事務担当者】※必ずご記入ください。
部 署 名： _____
役職・氏名： _____
電 話 番 号： _____
メールアドレス（上記と異なる場合に記入）： _____

電子契約書の保管について

- ・ 契約が締結されると、電子契約サービス（クラウドサイン）から契約締結完了のメールが届きます。
- ・ そのメールには、電子契約書のファイル(PDF形式)が添付されています。
- ・ 電子契約書のファイル(PDF形式)は、電子署名とタイムスタンプが付与された正式な契約書ですので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・ なお、印刷し、書面で内容を確認することはできます。

よくある質問

Q 1 県との契約方法は、電子契約に限定されるのですか。

A 1 限定しません。電子契約か紙契約か選択できます。

Q 3 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の担当者やメールアドレスは、案件ごとに変更してよいか。

A 3 案件ごとに変更が可能です。
担当者やメールアドレスが異なっても構いません。

Q 2 請書は、電子契約の対象ですか。

A 2 電子契約の対象ではありません。

Q 4 電子契約書には押印がありませんが、問題ないのですか。

A 4 押印の代わりとして、電子署名とタイムスタンプが付与されています。
「誰が」「いつ」承認したのか、長期にわたって証明されますので、安心してご利用ください。

電子契約サービスの利用で、契約事務が効率化し、利便性も向上します。

積極的なご利用をお願いします。